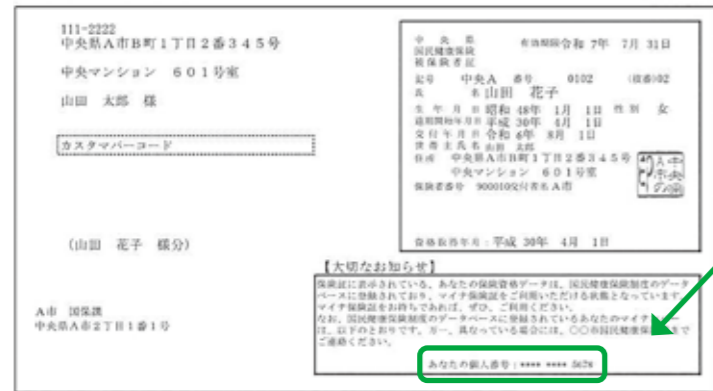


## 被保険者証（保険証）の更新

新しい保険証（兼高齢受給者証）は、7月下旬に世帯ごとに特定記録郵便で届きます。

【見本】



あなたの個人番号：\*\*\*\*\*5678

保険証の下の欄に、登録されているマイナンバーの下4桁を表示しています

### 保険証は再交付できます

保険証を紛失した場合、窓口や郵送、電子申請で再交付できます。

- 持ってくるもの ①申請者の顔写真付きの身分証明書（運転免許証など）  
②世帯主の印鑑（世帯主以外が手続きする場合のみ。スタンプ印は不可）

申請先 医療保険課または各支所・出張所

※申請書は市ホームページから印刷できます



電子申請



市ホームページ

### 臓器提供の意思表示欄について

保険証の裏面に、臓器提供の意思表示の有無などを記入できます（意思表示欄への記入は任意）。

臓器移植について、詳しくは  
日本臓器移植ネットワーク  
☎ 0120-78-1069



### 先月から就職し、会社の保険証を持っているのに、国保の保険証が届きました。なぜですか？

会社など他の健康保険（社会保険）に加入したときは、国保をやめる手続きが必要です。医療保険課または各支所・出張所の窓口で手続きをしてください。

- 持ってくるもの ①会社の保険証 ②国保の保険証 ③世帯主の印鑑（世帯主以外が手続きする場合のみ。スタンプ印不可）

## マイナンバーカードを健康保険証としてご利用ください

12月2日(月)から、健康保険証は交付されなくなり、マイナンバーカードを保険証として利用（マイナ保険証）することになります。まだ持っていない人は、取得の申請をしてください。

☎ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

## 外来・入院時の限度額適用、標準負担額減額認定証の更新

現在発行している認定証の有効期限は、7月31日(水)です。認定証の更新には申請が必要です。

対象 次の認定証を持っていて、更新を希望する人

- 国民健康保険限度額適用認定証（薄緑色の証）
- 国民健康保険標準負担額減額認定証（黄土色の証）
- 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（黄土色の証）

申請開始日 8月1日(木)

- 持ってくるもの ①国保の保険証②世帯主の印鑑（世帯主以外が手続きする場合のみ。スタンプ印不可）

※有効期限を過ぎた認定証は、医療保険課または各支所・出張所に返却してください（郵送可）

※マイナ保険証で受診する場合（本人の同意が必要）は、認定証の申請は不要です。ただし、長期入院該当の認定を希望する場合は申請が必要です

## 令和6年度国民健康保険について

☎ 708-8501 津山市山北 520 医療保険課（市役所1階9番窓口）☎ 32-2071、各支所・出張所

## 納入通知書を発送します

国民健康保険（国保）の保険料の納入通知書を7月中旬に発送します。金額や納付方法は、納入通知書をご確認ください。

### 支払方法

- コンビニ納付 市役所窓口や指定金融機関に加え、全国のコンビニエンスストアで支払い可能です。
- スマートフォンアプリでの納付 納付書のバーコードを読み込むことで支払い可能です。

対象アプリ PayPay、LINEPay、PayB、支払秘書

### 口座振替

口座振替にすることで、納め忘れを防ぐことができます。

納税課、医療保険課、各支所・出張所または預貯金口座のある金融機関窓口で手続きしてください。

※通帳と通帳に使用している印鑑が必要です

### ご注意ください

バーコードの印字が無いもの、納期限を過ぎたものは、コンビニ支払いやスマートフォン決済ができません。

詳しくは、市ホームページをご覧ください



納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付書・口座振替	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
年金天引き	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-

※口座振替日は月末（12月は25日。月末が土曜日・日曜日・祝日の場合、翌営業日）

### 国保に加入していない世帯主宛てに納入通知書が届くのはなぜですか？

保険料の納付義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入してなくても、世帯の中に国保に加入中の人がいる場合、通知書は世帯主宛てに届きます。通知書に加入者を記載しています。

## 4月分からの保険料率が決定しました

物価高騰や子育て世代、高齢者の生活に配慮し、据え置きとしました

令和6年度 津山市国民健康保険料率

		医療分	後期高齢者支援金分	介護分（40～64歳の被保険者のみ）
保険料率	①均等割	23,400円	9,000円	9,000円
	②平等割	16,800円	6,000円	4,800円
	③所得割	7.70%	3.00%	2.80%
賦課最高限度額		65万円	24万円	17万円

制度の安定的な運営のため、保険料の負担や医療費の適正化にご理解とご協力をお願いします

保険料の計算方法 医療分・後期高齢者支援金分・介護分を、それぞれ次の式で計算し合計する

$$\text{国保加入者数} \times \text{①の金額} + \text{②の金額} + \text{国保加入者全員の所得〔令和5年中の所得－基礎控除額（43万円）〕の合計} \times \text{③の率}$$

※均等割と平等割は、世帯主と国保加入者、国保から後期高齢者医療制度に移行した人の所得の合計が基準額以下の場合に、7割・5割・2割の軽減があります

※合計所得金額が2,400万円を超える場合は、基礎控除額が異なります

※後期高齢者支援金分の賦課最高限度額は、令和6年度から24万円（令和5年度は22万円）になりました